

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
29	「登記情報提供サービス」は、オンラインシステムがすでに構築済みであることから、各自治体が積極的にサービスを利用するために支援するためには、登記手数料の支払及び指定法人への出席手数料等は委託業務に際する留意を提出する機会と認識しております。また、検討結果について進捗を受けた認識はない。今後、ネットワーク協議会が、委託業務に係る意見提出する場であることを明確化していただきたい。 「政府全体としての支払基準の整合性を確保するという本中会等の趣旨に沿った形で行われるべき」に關し、複数の省庁においては本基準を参考にしつつも、地域での実施に即した事業執行に支障がないよう、基準設定に關し、委託団体の「既存の内規」等に基づき、支払うことを可能とされている以上当然だと考える。 加えて、「開かれた財源の中で、善人等に講師を依頼する場合の謝礼金の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引き上げを行うことは、このような委託事業の多様性を損なうおそれがあることから、見直しに際しては、合理的な理由がないとの指摘に關しては、本提案はあくまでも国の「創設の標準支払基準」に規定されているような者を対象とする場合に、地域の実情も踏まえて委託団体の既存の内規等に基づき謝金を支払うことを可能とするよう求めているものである。当項においても、パブリックコメント等の手続きを経て支出ルールの内規を定めているので、その範囲での対応を認めるよう求める。また、資料作成費についても、複数の自治体が行っているが妥当でないと考えているが、貴省において、具体的にどのような見直しが行われてきたのかお示しいただきたい。 講師の経費代等に關しては、現に国・地方自治体を問わず、例えば役員提供が昼食時間を跨ぐなど、効果的な事業実施に当たり合理的な理由の下で支出を行っている例もあることから、本事業において一律に「講師個人が負担すべき」とするは、事業趣旨に沿ったものとは言えないと考える。 更に、講師のタクシー代については、地方公共団体における旅費の支給規程に準ずることもあり得ることであるが、明らかに公共交通手段がない場合も合理的な理由に言まれる点も考慮して、その旨を基準と、明確にしていたらいい。なお、要綱以外の規定によることができるものとするべきでないとの区分を明確化し、委託者である地方公共団体が制度を最大限活用可能なようにすべきではないか。 以上の点も踏まえ、本提案について再検討を求める。		〔蒲田市〕 地方団体では、現在事務に支障がでているので、検討中の計画等の動向とは関係なく、求める措置を実施すべきである。また、法務局の支那、出資所の取組等により支障がでていることを鑑みれば緊急に対応すべきである。なお、地方団体の実情を考慮した回答をすべきである。		〔全国市長会〕 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 〔全国町村会〕 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		いただいた御提案に關し、一定の法令上の根拠に基づき官庁又は公署から登記情報(CSVデータ)の提供の依頼があった場合については、現状、官庁又は公署に対して当該登記情報をUSBメモリで提供していたところ、官庁又は公署が準備中の連携サーバが稼働することによって当該登記情報をオンラインで取得することができるよう、システム構築を行っており、平成32年度からの運用を目指している。これにより、一定の法令上の根拠に基づく登記情報の提供の依頼について、官報登録に基くことにより、オンラインで取得することができるとなる。 行政手続に關しては、登記事項証明書等の発行業務を可能とする内容とするデジタルファースト法案及び当該法案の実現に必要な行政機関間の登記事項証明書形式での情報連携のシステム整備について検討中であり、添付書地が可能なものとして不動産登記の情報を対象とするかどうか、情報連携の相手方として地方自治体まで対応するかどうか、公用書ももともとどうも兼ねて検討されているところである。 登記情報提供サービスで公用書等を認めて手数料を免除することを実現するに当たっては、現行の法又は趣旨での登記事項証明書の公用書と関係し、国又は地方公共団体の職員が職務上請求するものであることを確認することが必要となること、コンピューターによって自動的に処理が行われる登記情報提供サービスにおいては、そのような取扱いをする余地がない。なお、既に費用をかけたシステムの改善を行うことと場合、提供サービスの利用費に關し、利用請求分の負担を負わせることとなってしまうところ、上記の仕組みが実現されることにより、御提案については措置され、登記情報提供サービスでの対応ニーズが変化し得ることから、これらの仕組みの実現に、登記情報提供サービスでの対応の可否を改めて検討していることとしている。
184	「人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて地方公共団体等の意見を聴取し、各種規程や制度の運用を見直しをきたす」に關し、ネットワーク協議会は他の構成員も出席されていることもあり、当該会では委託業務に際する留意を提出する機会と認識しております。また、検討結果について進捗を受けた認識はない。今後、ネットワーク協議会が、委託業務に係る意見提出する場であることを明確化していただきたい。 「政府全体としての支払基準の整合性を確保するという本中会等の趣旨に沿った形で行われるべき」に關し、複数の省庁においては本基準を参考にしつつも、地域での実施に即した事業執行に支障がないよう、基準設定に關し、委託団体の「既存の内規」等に基づき、支払うことを可能とされている以上当然だと考える。 加えて、「開かれた財源の中で、善人等に講師を依頼する場合の謝礼金の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引き上げを行うことは、このような委託事業の多様性を損なうおそれがあることから、見直しに際しては、合理的な理由がないとの指摘に關しては、本提案はあくまでも国の「創設の標準支払基準」に規定されているような者を対象とする場合に、地域の実情も踏まえて委託団体の既存の内規等に基づき謝金を支払うことを可能とするよう求めているものである。当項においても、パブリックコメント等の手続きを経て支出ルールの内規を定めているので、その範囲での対応を認めるよう求める。また、資料作成費についても、複数の自治体が行っているが妥当でないと考えているが、貴省において、具体的にどのような見直しが行われてきたのかお示しいただきたい。 講師の経費代等に關しては、現に国・地方自治体を問わず、例えば役員提供が昼食時間を跨ぐなど、効果的な事業実施に当たり合理的な理由の下で支出を行っている例もあることから、本事業において一律に「講師個人が負担すべき」とするは、事業趣旨に沿ったものとは言えないと考える。 更に、講師のタクシー代については、地方公共団体における旅費の支給規程に準ずることもあり得ることであるが、明らかに公共交通手段がない場合も合理的な理由に言まれる点も考慮して、その旨を基準と、明確にしていたらいい。なお、要綱以外の規定によることができるものとするべきでないとの区分を明確化し、委託者である地方公共団体が制度を最大限活用可能なようにすべきではないか。 以上の点も踏まえ、本提案について再検討を求める。				〔全国知事会〕 人権啓発活動地方委託事業については、平成26年度に全国知事会から自由度の高い交付金とすべきと指摘しているが、交付金化はなされていない。 地方が自主的に判断して事業実施できるよう、地方に必要な財源措置を前提とした自由度の高い交付金とすべきである。 〔全国市長会〕 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		人権啓発活動ネットワーク協議会は、地域における関係機関が連携協力し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした機動的なネットワークであるところ、同協議会の会議の場に限らず、同協議会の構成員間で、より効果的・効率的な啓発活動を企画・検討することで、委託業務等の見直しに必要についても意見交換していただきたいと考えており、それが協議の共有にもつながると考えている。 一方、謝金の標準支払基準については、法務省の人権擁護機関が各地域で講演会等を実施する場合においても本基準に基づいて謝金の支払いを行っており、地方委託事業についてのみにこれと異なる独自の基準を設ける合理的な理由はなく、見直しは趣旨と考えている。 また、個別の事情に基づいた合理的な運用という観点からも、謝金の取扱い等の細目でも要綱で定めることは困難でないと考えているところ、特定の経費についての委託者からの支出の可否等については、当事者において閉合せの多い事例を把握し、情報共有を行っていたにも、随時法務局・地方法務局にお問合せいただきたい。 なお、講師のタクシー代について、公衆の交通機関がなく徒歩による移動が困難な距離である等の場合で、合理的な理由があるものと認められる場合には、委託費から支出し差し支えない。また、講師の経費代については、国家公務員等の旅費に關する法律や地方公共団体における旅費規程に照し、合理的な理由がある場合、これをもって開つことができるものと考えている。
281	貴省御回答のとおり、都道府県文書での照会に対し、収容先の施設を把握することができれば提案の趣旨はかきものとなる。 しかし、昨年度本県が法務省矯正局福岡矯正管区へ問い合わせ、案内された照会先である府中刑務所庶務課に文書で照会を行った際には、法的根拠に基づく請求権を有していないことを根拠に収容先の取扱いについての回答が得られなかったこと、また、訟争等及びその履行に係る技術的助言である「保釈士登録の取扱いに関する事項について」(平成30年3月20日付け子第0320第5号)においても、貴省御回答の見解が明記されており、今回支障事例と同様の事例が発生した際に、関係部署において負担が共有されないことにより当該取扱いが確保されようである。このため、改めて貴省御回答に基づく技術的助言を明文でお示しいただくよう要望する。						本案件については、法務省本省の矯正局長へ照会を行った際に必要がある。平成30年8月30日付け子第0320第5号「保釈士登録の取消しに関する事項について」を補足する事務連絡によって照会先の周知を図ってまいりたい。
285	〔法務省〕 就農支援資金制度は、農業の技術の習得及び経営方法の習得の支援と併せ、農業を担うべき青年農業者等の新規就農者の確保を、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。 ・サービスに取組む必要性 ①青年農業者育成センターは就農支援資金制度を含む新規就農の促進を図ることを業務としており、サービスに未収金の回収を取り扱わせることで、本来の新規就農者確保に注力することができる。 ②追加共同提案団体からの支障事例のとおり、他県でも青年農業者育成センターは未収金の回収に苦慮している例が多く、センターから農への償還に支障が生じる可能性がある。その場合、各センター又は県において財源手当が必要となる。そのような事態にならないようにするため、未収金の回収を進める方法の選択肢を増やす必要がある。 ③内閣府のサービス改革推進部「地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収促進のための民間委託』に関する調査」(平成28年2月)が出されており、国でも債権回収における官民連携・民間委託の方向を示している。センターは自治体ではないが下記のとおり債権管理回収業に関する特別措置法の貸付主体と同様であると見られる。 ④債権管理回収業に関する特別措置法では貸付債権の主体として独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構(並びに都道府県)といった貸付業務を行う団体が規定されており、就農支援資金貸付で重要な役割を担う青年農業者育成センターも類似の貸付主体と言える。 〔農林水産省〕 就農支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、農業者からセンターへの未収金が償還困難であるとセンターから県、県から国への償還が困難になるため、就農支援資金制度を所管立場から今回提案の必要性についてのご見解をお示しいたい。		〔福岡県〕 就農支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、センターにおいて農業者の未収金回収が滞り、センターから県、県から国への償還が困難となるため、今後提案についてご支援願いたい。				〔法務省〕 サービスが取り扱うことのできる特定金融債権の範囲の拡大に当たり、社会経済上のニーズの変化等を調査検討した上、政策的表現のためサービスに取組む必要性の必要性の有無の検討が必要であることは前回お答えしたとおりであるところ、御説明いただいた見解を踏まえ、就農支援資金制度に係る貸付金については、そのような必要性のある債権とまでは認め難いと考えている。 〔農林水産省〕 就農支援資金の貸付金債権については、農業者への貸付主体である青年農業者育成センターが、適切に回収したうえで、都道府県に償還を行い、国に償還をいただく必要があると考えている。